

養老町原油価格高騰緩和対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格の高騰により影響を受けている町内事業者に対し、緊急対策として、公共料金の一部を助成し町内事業者の負担軽減を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものであり、その交付に関しては、養老町補助金交付規則（平成元年養老町規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「公共料金」とは、事業の用に供する電気料金、ガス料金及び燃料費をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金を交付する対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内に本社又は事業所を有し、事業を営んでいるもののうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又は個人事業主
- (2) 本町の町税（法人等にあつては、法人等及びその代表者に係る町税）を滞納していないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係のある者でないこと。
- (4) 宗教活動又は政治活動を行う者でないこと。

2 申請は、1事業者につき1件を限度とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和4年9月1日から令和4年12月31日までの間に支払った町内事業所の公共料金とする。ただし、次に掲げる経費については、補助金の対象としない。

- (1) 事業の用に供したことが明確でない公共料金
- (2) 国、地方公共団体、商工会等からの補助金その他これに類するものの交付を受ける公共料金
- (3) 前各号に掲げるもののほか町長が不相当と認める公共料金

(補助金の額)

第5条 1月あたりの補助金の額は、1月の補助対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）と1万円を比較して少ない方の額とする。

2 補助金の限度額は、4万円とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、養老町原油価格高騰緩和対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて令和5年2月10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 養老町原油価格高騰緩和対策支援事業補助金総括表（様式第2号）
- (2) 補助対象経費を支払ったことを証する書類
- (3) その他町長が必要と認めるもの

（交付の決定）

第7条 町長は、前条の規定による申請書を受領したときは、その内容を調査のうえ、補助金交付の可否を決定し、養老町原油価格高騰緩和対策支援事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、養老町原油価格高騰緩和対策支援事業補助金請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

2 町長は前項の取消しの決定を行った場合には、養老町原油価格高騰緩和対策支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（補助金の返還）

第10条 町長は、前条の規定による補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（報告）

第11条 交付決定者は、補助事業の運営及び経理等の状況その他の必要な事項について町長が報告等を求めた場合には、これに応じなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、公布の日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けたものに係る第9条から第11条までの規定は、この要綱の失効

後も、なおその効力を有する。